

# 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

2050年カーボンニュートラル、2030年度削減目標の実現に向けて、**民間資金**を呼び込む**出資制度**を創設するとともに、**地方公共団体**に対する**財政上の措置**を講ずるため、これらの資金支援の法的基盤となる所要の規定を整備します。

## ■ 背景

現状

### 事業者

- 世界のESG投資残高は2020年約4千兆円（4年間で1千兆円以上増加）※。世界のESG市場は拡大。
- 前例に乏しく事業性評価が難しい、認知度が低く関係者の理解が得られにくいといった脱炭素事業への民間資金の呼び込みが必要。

### 地方公共団体

- ゼロカーボンシティ宣言を行う地方公共団体が拡大。
- 具体的なアクションへと結びつく例はまだ少なく、モデルとなる事例の創出が必要。

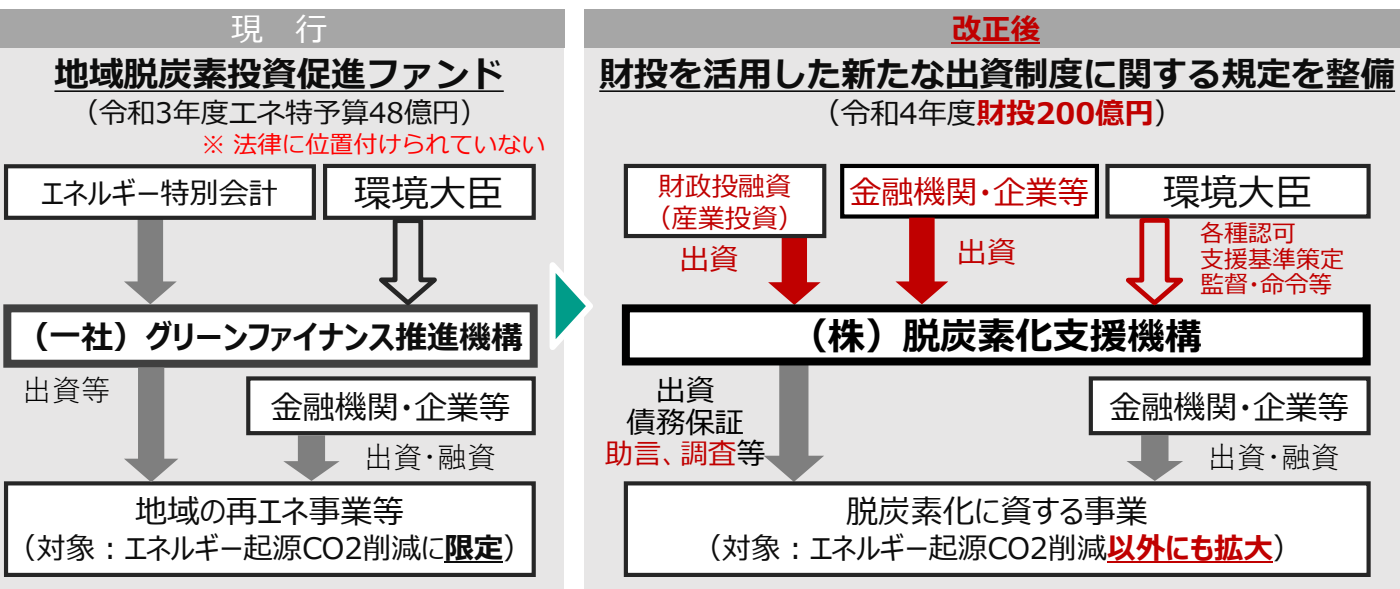
本法案

**出資制度**を通じて脱炭素事業に民間資金を呼び込む**資金支援**をするための**法的基盤**を構築するとともに、国による**地方公共団体への財政上の措置**に関する規定を**法的に位置づけ**

※Global Sustainable Investment Alliance (2020), "Global Sustainable Investment Review 2020" 及び NPO法人日本サステナブル投資フォーラム サステナブル投資残高調査より

## ■ 主な改正内容

### ① 出資制度の創設、監督等に関する規定整備

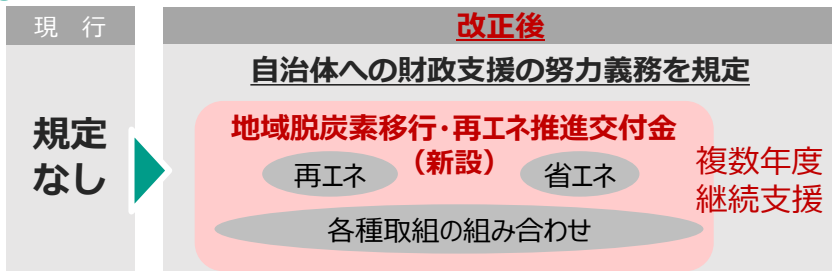


### 資金支援により拡大する先進的な取組の想定例 (前回改正による再エネ促進区域も活用)

- 大規模・大多数な屋根上や営農型等の太陽光発電
- 地域共生・地域貢献型の再エネ事業  
(地熱や中小水力、風力発電等)
- プラスチック等の資源循環
- 食品・廃材等バイオマスの利用
- 森林保全と木材・エネルギー利用

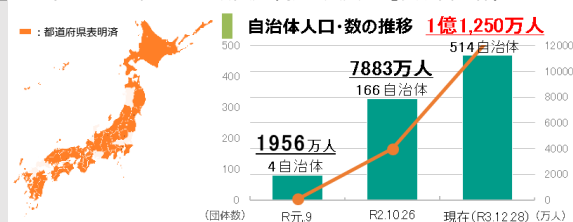


### ② 地方公共団体に対する財政上の措置



### ゼロカーボンシティ※の拡大

(※「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」表明自治体)



<改正法の施行期日：公布の日から3月以内で政令で定める日>

事業者や地方公共団体の取組を加速し、2050年カーボンニュートラルの実現へさらには、脱炭素技術の海外展開やグリーンビジネスの拡大、地方創生にも貢献